

# 定 款

(2023年3月1日変更)

エムティージェネックス株式会社

# エムティージェネックス株式会社 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、エムティージェネックス株式会社と称し、英文ではMT GENEX CORPORATIONと表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次に掲げる事業を行うものとする。

1. 土木工事、建築工事、鳶・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、内装仕上工事、電気通信工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、建具工事、造園工事の設計監理及び請負施工
2. 門扉・外柵その他エクステリア製品、建材の製造・販売及びコンサルティング
3. 不動産及び動産並びに店舗設備及び什器・備品の賃貸借、売買並びにこれらの代理及び仲介業
4. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業法に基づく旅行業、警備業、出版業、労働者派遣事業
5. 駐車場、貸会議室、貸ロッカー、倉庫及び自動販売機の運営並びに管理の受託及びコンサルティング
6. 不動産の管理の受託
7. 都市開発、不動産の有効活用に関する調査、企画及びコンサルティング
8. 省エネルギー・環境技術関連製品の企画・販売・コンサルティング
9. コンビニエンスストア、スーパーストア、ゲームセンターの経営
10. 下記商品の輸出入及び卸売並びに小売販売
  - (1) 繊維品及び洋品雑貨
  - (2) 家具、室内装飾品、台所用品及び日用品雑貨
  - (3) 化粧品、化粧用具、装身具、毛皮製品、寝具類
  - (4) かばん類、袋物、履物、傘類
  - (5) 時計、眼鏡及びその附属品、貴金属、宝石
  - (6) 自動車、自転車、玩具、人形、室内娯楽品、スポーツ用品
  - (7) 文房具、煙草、喫煙用具、薬剤、医療品、洗剤、潤滑油
  - (8) 書籍、美術品、レコード、音楽テープ、ビデオテープ、楽器、家庭用電気製品
  - (9) 清涼飲料水、酒類、茶、コーヒー、ココア、各種加工食料品、パン、菓子、乳製品、冷凍乳菓、生鮮食料品
  - (10) 光学機械器具、写真機械器具・材料、紙類、事務用機器具、照明機器・管球
  - (11) 種子類、植物、動物、飼料
  - (12) 電池用原材料・蓄電池関連製品
11. パン、菓子、惣菜等調理食品の製造
12. 保養、観光事業のための会員制諸施設利用権の販売代理
13. 写真現像、宅配便、クリーニング等の委託取次業
14. 飲食喫茶店の経営または経営の受託
15. 上記に附帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)  
当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 (機関)  
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  
(1) 取締役会  
(2) 監査等委員会  
(3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)  
当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株式

第 6 条 (発行可能株式総数)  
当社の発行可能株式総数は、300万株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)  
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)  
当社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株主の権利制限)  
当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 剰余金の配当を受ける権利  
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)  
当社は、株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。  
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)  
当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第13条 (定時株主総会の基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条 (株主総会資料の電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

ただし、法令または本定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第18条 (議事録)

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第19条 (取締役の員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第20条 (取締役の選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
3. 当会社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

### 第21条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第22条 (代表取締役、役付取締役、名誉会長、顧問及び相談役)

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議にもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定することができる。
3. 取締役会長は、会社業務の大綱を総監する。
4. 取締役社長は、会社の業務を統轄し、会社を代表する。
5. 専務取締役は、社長を補佐してその業務を執行し、社長に差支えあるときは、社長の職務権限を代行する。
6. 常務取締役は、社長を補佐して業務を分掌する。
7. 専務取締役及び常務取締役を選定しない場合において、社長に差支えあるときは、取締役会の定める順序に従い、社長の職務権限を代行する。
8. 取締役会の決議により、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

### 第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第25条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

第27条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によりこれを定める。

第29条 (社外取締役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

第30条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議のよって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

第32条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第33条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第34条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条 (剰余金の配当)

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

第36条 (期末配当金等の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

附則 (2023年3月1日定款変更)

第1条 (社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第72回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

以上